



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ディーワンダーランド

代表者名 代表取締役社長 久野 哲彦

J A S D A Q ・ コード 9611

問い合わせ先

役職・氏名 取締役管理部長 大浦 隆文

電話 03-5421-6111

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、次の企業理念を掲げ、すべての役職員が職務を執行するにあたっての基本方針としております。

企業理念

Challenge（最先端技術の提供）

昨今の IT 技術の発展には目覚ましいものがあり、これに呼応するようにボーダレスなインターネット社会の実現に向けて社会も大きく変化しています。

当社はこの社会の変化に敏感でありたいと思っています。そして最先端の技術を習得、実証し、それらをソリューションとしてお客様に提供したいと考えています。

Contribution（社会に対する貢献）

当社は、企業は社会に奉仕することによりその存在価値があると考えます。当社は企業活動を通じてより良い社会の実現に貢献したいと考えています。

Customer Oriented（顧客志向）

当社は、単にサービスを提供するだけでなく、提供するサービスがどれほどの価値をお客様にもたらすかを先ず第一に考えます。当社は、お客様にとって真のビジネスパートナーでありたいと考えています。お客様の状況や課題、要件を十分に理解した上で、最先端かつ実証された IT 技術を利用したソリューションを最適な形で提供いたします。

当社は、この企業理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、小規模組織で個々の役職員まで把握出来る状況にあるため、代表取締役自らが繰り返し企業理念の精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努めております。

具体的には、緊急時の連絡体制の確認を行うとともに、風通しの良い社風の維持に心掛け、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、報告・連絡・相談が迅速に行われるようにしております。

加えて、コンプライアンスの徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に研修等を通じ、指導しております。

また、重要な法務的問題およびコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存をしております。

取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（システム開発の遅延、特定顧客への依存、人材の確保、適切な組織対応）及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管業務部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとしております。

また、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

Ⅳ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

加えて、取締役会における迅速かつ的確な意思決定に寄与を目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制となっています。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画及び年度予算を立案し、目標を設定するとともに、各々所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行しております。

上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的に運営には不可欠と考え、年1回のペースでアナリスト、機関投資家を対象とした会社説明会を開催しております。

Ⅴ. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を整備し、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する体制となっております。

なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととなっております。

Ⅵ. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため内部監査規程に基づき監査役スタッフを置くこととしております。

Ⅶ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告・連絡・相談の状況をすみやかに報告する体制を整備しております。

Ⅷ. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役3名が常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、監査役全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとしております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である中央青山監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

以 上